



上訴審における訴訟事件の概況

1 高等裁判所における控訴審訴訟事件の概況

1. 1 民事訴訟事件の概況

民事控訴審訴訟事件¹の既済件数及び平均審理期間²については【表1】のとおりである。既済件数は、民事控訴審訴訟全体では前回（1万4415件）より約1,500件減少して1万2922件となり、過払金等事件以外³で見ると、前回（1万1098件）より約950件減少して1万0151件となった。平均審理期間は、全体で見ると前回（5.8月）より0.1月短縮して5.7月となり、過払金等事件以外で見ると前回（5.6月）より0.1月長期化して5.7月となった。（第7回報告書129頁【表1】参照）

【表1】 既済件数及び平均審理期間
（民事控訴審訴訟（全体）及び民事控訴審
訴訟（過払金等以外））

事件の種類	民事控訴審訴訟 （全体）	民事控訴審訴訟 （過払金等以外）
既済件数	12,922	10,151
平均審理期間（月）	5.7	5.7

¹ 本報告書では、地方裁判所が第一審としてした民事訴訟事件の終局判決及び家庭裁判所が第一審としてした終局判決に対して控訴が提起された事件を分析の対象としている。同一の第一審判決に対して控訴と附帯控訴がされた場合、それぞれを別個の事件として統計処理している。

² 控訴審記録受理から控訴審終局までの期間のみが対象であるから、控訴提起から控訴審記録受理までの間は含まれない。

³ 過払金等事件を除く際の統計上の処理方法は、第一審と同様であり、事件票において「金銭のその他」「建築請負代金」「知的財産金銭」「労働金銭」に区分される事件を除外する処理を行ったものである。

事件類型別の既済件数及び平均審理期間については【表2】のとおりであり、100件以上の既済件数がある事件類型のうち、「建築請負代金事件」（前回7.4月、今回6.8月）と「金銭のその他」（前回6.4月、今回5.4月）が短縮しており、特に比較的件数の多い「金銭のその他」が短縮したことが全体の平均審理期間の短縮の一要因となっている。他方、比較的件数の多い類型の中で、平均審理期間が長めであった「医療損害賠償事件」（前回6.8月、今回7.9月）と「建築瑕疵損害賠償事件」（前回8.0月、今回8.8月）は、いずれも平均審理期間が長期化している。（第7回報告書130頁【表2】参照）

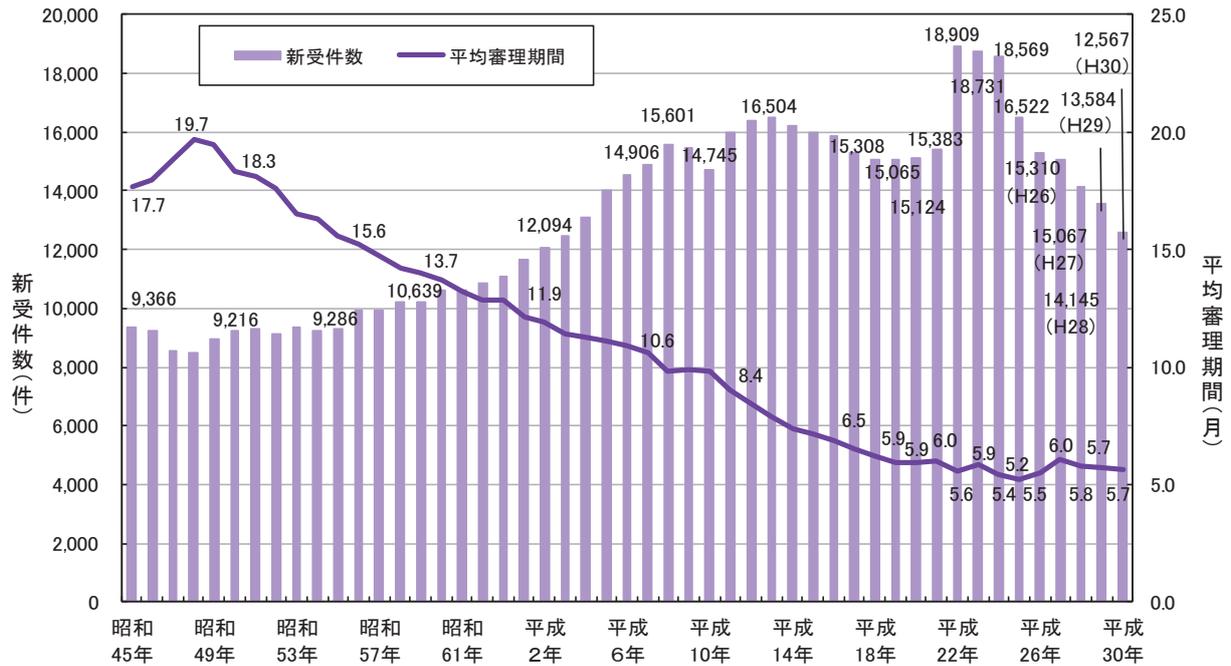
【表2】 事件類型別の既済件数及び平均審理期間(民事控訴審訴訟事件)

事件の種類	既済件数	平均審理期間(月)
総数	12,922	5.7
金		
売買代金	137	5.9
貸金	461	5.5
立替金	21	4.7
建築請負代金	116	6.8
建築瑕疵損害賠償	67	8.8
交通損害賠償	1,300	4.7
医療損害賠償	169	7.9
公害損害賠償	2	3.5
その他の損害賠償	3,619	5.7
手形金	5	4.6
手形異議	4	9.0
金銭債権存否	63	5.0
労働金銭	321	6.1
知的財産金銭	32	8.0
金銭のその他	2,302	5.4

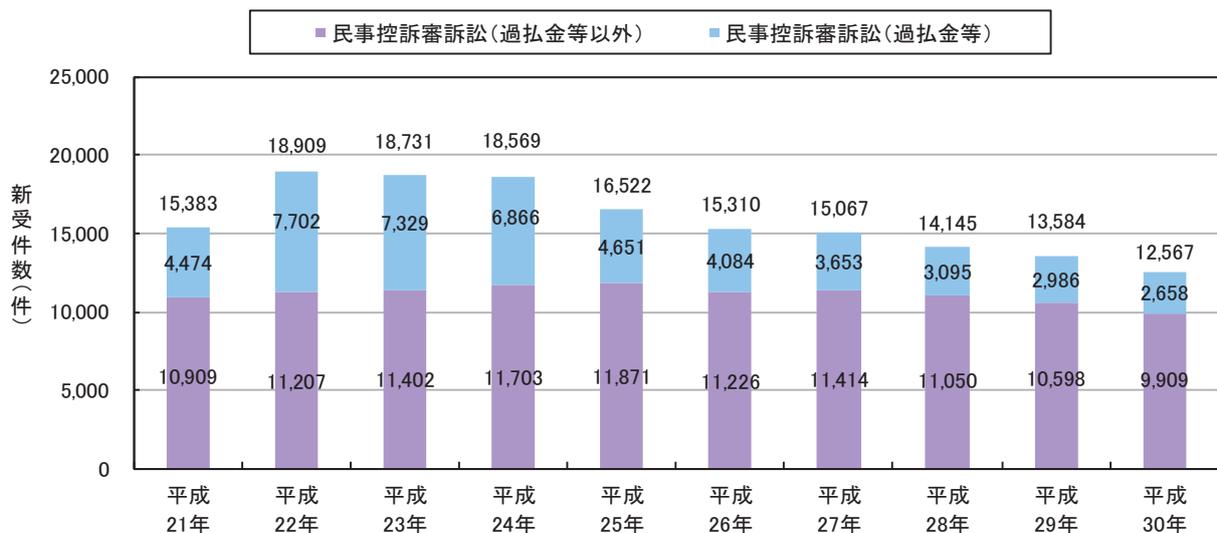
事件の種類	既済件数	平均審理期間(月)
建物	776	4.9
土地	658	6.8
土地境界	71	8.1
労働	179	5.7
知的財産	72	7.5
請求異議	45	6.0
第三者異議	8	6.3
公害差止め	1	48.0
人		
離婚	1,300	5.7
離縁	21	4.3
認知	11	4.3
親子関係	48	7.0
人事のその他	34	4.6
その他	1,079	6.1

民事控訴審訴訟事件の新受件数の推移については、【図3】【図4】のとおりである。全体としては、長期的に増加傾向が続く中、過払金等事件の影響により、平成22年から平成24年にかけて事件数が急増したが、その後、過払金等事件の減少の影響により減少傾向に転じ、平成30年においては、新受件数は前回（1万4145件）から更に減少して1万2567件となった。なお、過払金等事件以外で見ても、近年は緩やかな減少傾向となっている。

【図3】 新受件数及び平均審理期間の推移（民事控訴審訴訟事件（全体））



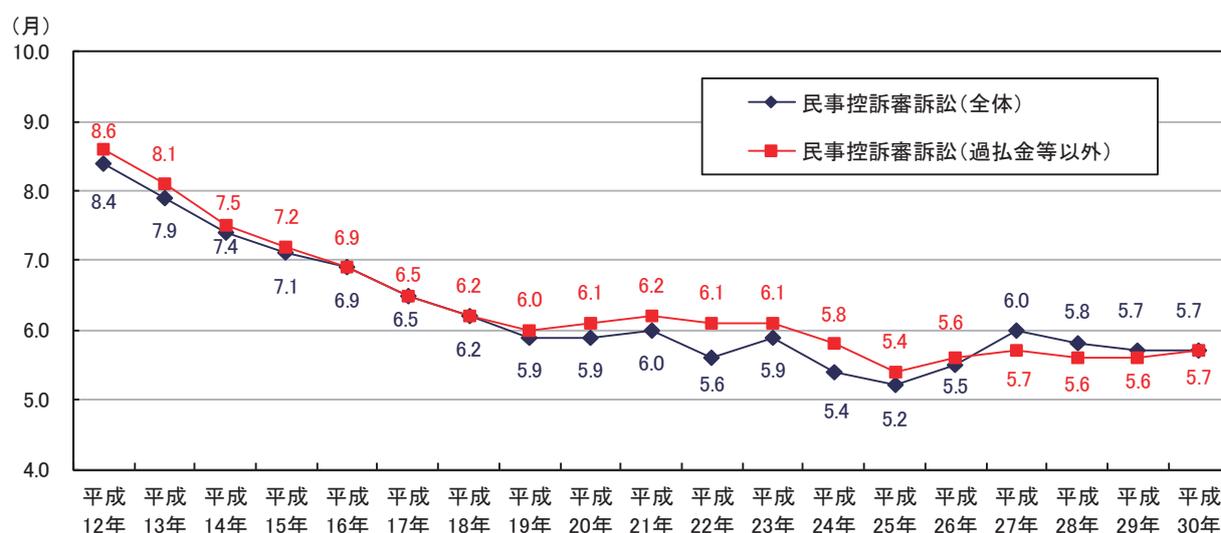
【図4】 新受件数の推移（民事控訴審訴訟（過払金等）及び民事控訴審訴訟（過払金等以外））



※ 棒グラフの上の数値は合計件数である。

平均審理期間の推移については【図3】【図5】のとおりであり、長期的にはおおむね一貫して短縮傾向が続いていたところ、平成26年以降若干長期化したものの、近年は横ばいに推移しており、民事控訴審訴訟（全体）については、平成30年は、前回（5.8月）から0.1月短縮し、5.7月となった（【表1】）。

【図5】 平均審理期間の推移（民事控訴審訴訟（全体）及び民事控訴審訴訟（過払金等以外））



審理期間別の既済件数及び事件割合については【表6】のとおりである。審理期間が2年を超える事件の割合は、前回（1.1%）から若干減少し0.8%となった（第7回報告書132頁【表6】参照）。

【表6】 審理期間別の既済件数及び事件割合（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
既済件数	12,922
平均審理期間(月)	5.7
3月以内	2,431 18.8%
3月超6月以内	7,490 58.0%
6月超1年以内	2,354 18.2%
1年超2年以内	545 4.2%
2年を超える	102 0.8%

第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表7】のとおりである。この平均期間は、前回（25.8月）より長期化して26.8月となった。また、合計で2年を超える期間を要した事件の割合も、前回（43.9%）より5.1%増加し、49.0%となった（第7回報告書133頁【表7】参照）。

【表7】 第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
既済件数	11,399
平均期間(月)	26.8
1年以内	1,152 10.1%
1年超2年以内	4,654 40.8%
2年超3年以内	3,612 31.7%
3年超5年以内	1,737 15.2%
5年を超える	244 2.1%

※附帯控訴申立て等を除く。

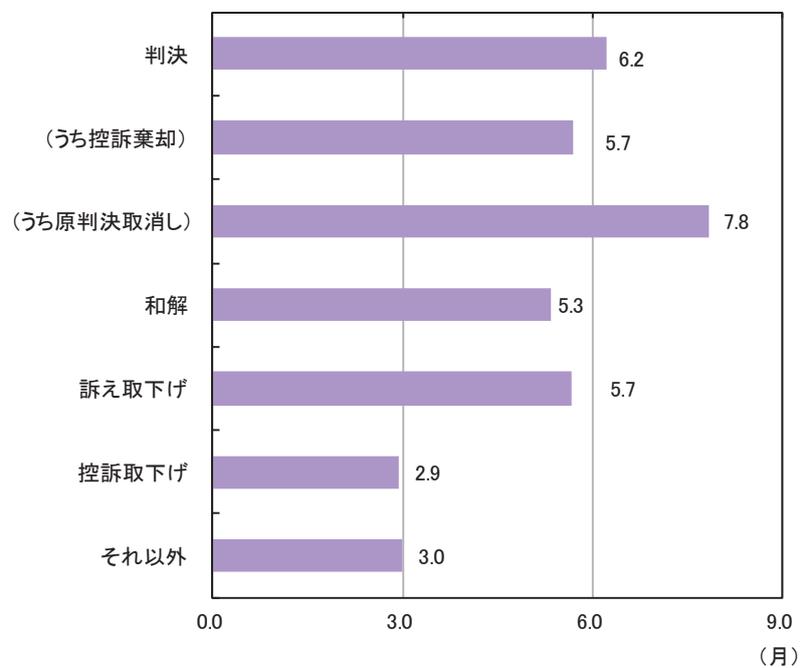
終局区分別の既済件数及び事件割合については【表8】のとおりであり、約6割が判決で終局し（うち約2割が原判決取消し（一部取消しを含む。））、約3割が和解で終局している傾向は、前回と同様である（第7回報告書133頁【表8】参照）。

【表8】 終局区分別の既済件数及び事件割合（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
既済件数	12,922
判決	7,593 58.8%
うち控訴棄却 (%は判決に対する割合)	5,709 75.2%
うち原判決取消し (%は判決に対する割合)	1,792 23.6%
和解	4,151 32.1%
訴え取下げ	145 1.1%
控訴取下げ	628 4.9%
それ以外	405 3.1%

終局区分別の平均審理期間については【図9】のとおりであり、主要な終局区分である判決（6.2月）においては前回（6.1月）とほぼ同様であり、和解（5.3月）においては前回と同様である（第7回報告書134頁【図9】参照）。

【図9】 終局区分別の平均審理期間（民事控訴審訴訟事件）

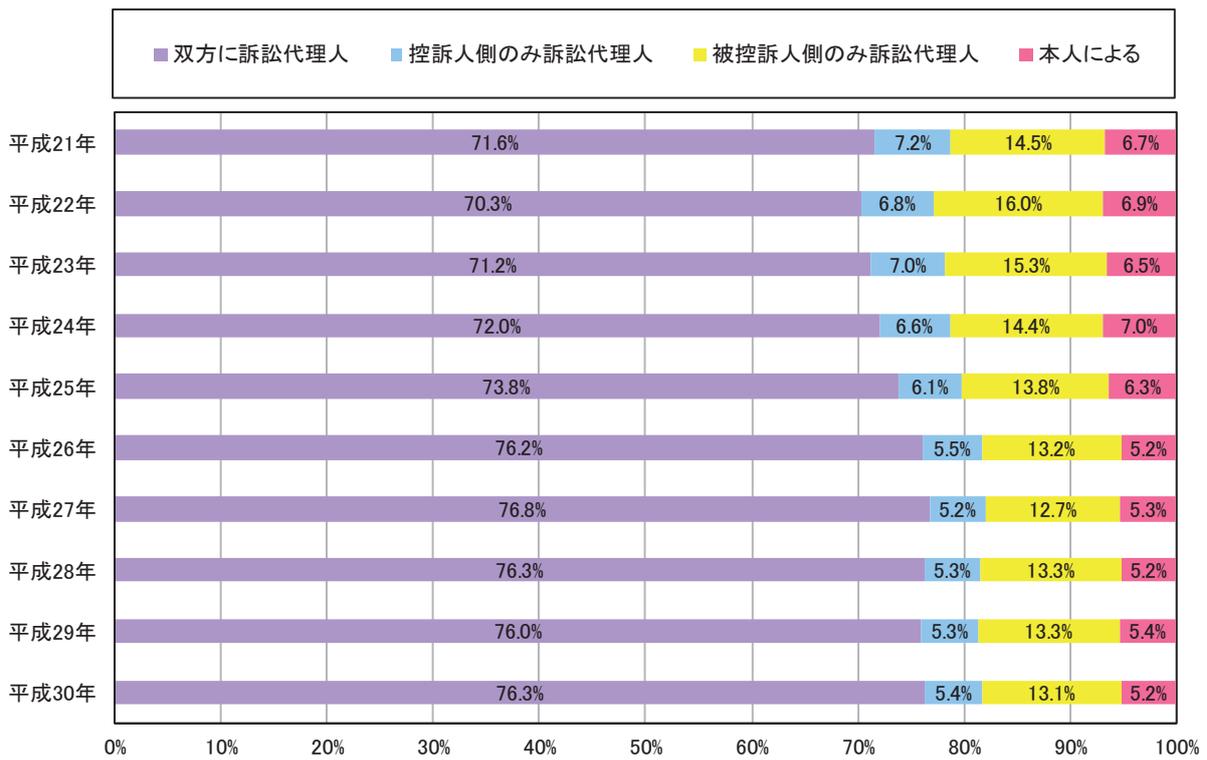


訴訟代理人の選任状況については【表 10】のとおりであり、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合（76.0%）は前回（74.8%）よりも増加したが、本人による事件の割合（5.0%）は前回と同様であり、被控訴人側のみ訴訟代理人が選任された事件の割合（13.5%）が前回（14.8%）より1.3%減少した（第7回報告書135頁【表10】参照）。なお、【図 11】のとおり、過払金等事件を除くと、平成 23 年以降は双方に訴訟代理人が選任された事件の割合がおおむね増加傾向にある。

【表10】 訴訟代理人の選任状況
（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
双方に 訴訟代理人	9,820 76.0%
控訴人側のみ 訴訟代理人	704 5.4%
被控訴人側のみ 訴訟代理人	1,747 13.5%
本人による	651 5.0%

【図 11】 訴訟代理人の選任状況の推移（民事控訴審訴訟（過払金等以外））

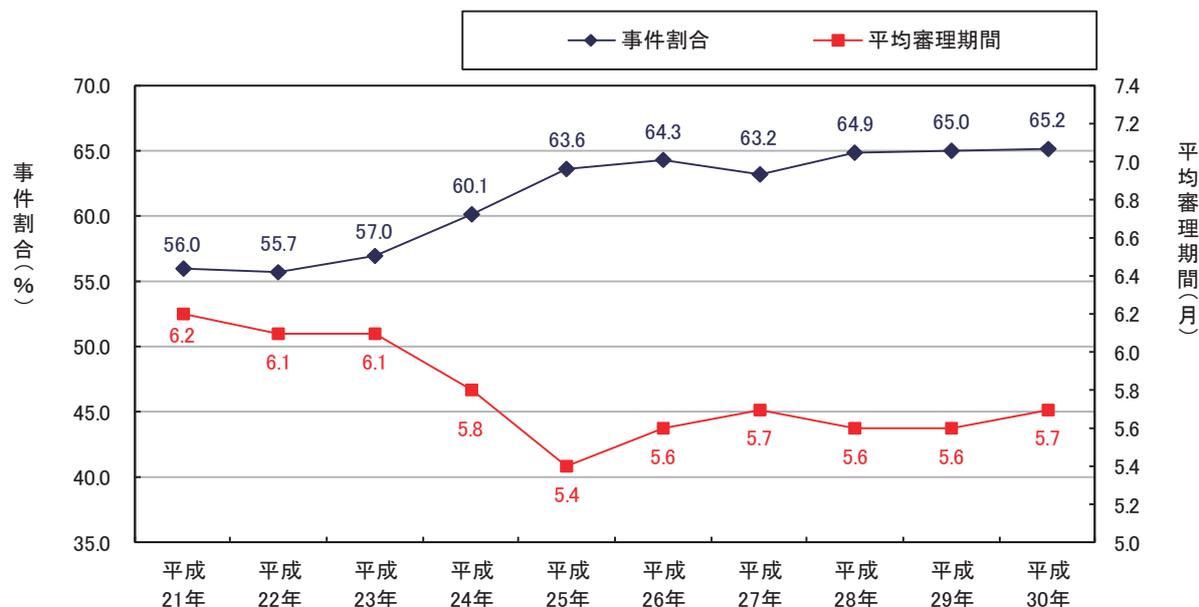


審理の状況について見ると、まず、平均期日回数（平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数）及び平均期日間隔については【表 12】のとおりであり、いずれも前回と同様である（第7回報告書 136 頁【表 12】参照）。なお、過払金等事件以外で見た場合、平成 24 年以降、平均審理期間の短縮傾向が見られるところ、これには、【図 13】のとおり、1 回の口頭弁論期日のみで結審に至る事件の割合が増加傾向にあることが影響していたと考えられるが、近年はいずれも横ばいに推移している。

【表 12】 平均期日回数及び平均期日間隔(民事控訴審訴訟事件)

事件の種類	民事控訴審訴訟
平均期日回数	1.8
うち平均口頭弁論期日回数	1.2
うち平均争点整理期日回数	0.6
平均期日間隔(月)	3.2

【図 13】 口頭弁論期日1回で結審した事件割合及び平均審理期間の推移(民事控訴審訴訟(過払金等以外))



争点整理手続の実施件数及び実施率は、【表 14】のとおりであり、実施率は前回と同様である（第7回報告書 136 頁【表 14】参照）。

【表 14】 争点整理手続の実施件数及び実施率(民事控訴審訴訟事件)

事件の種類		民事控訴審訴訟
争点整理手続	実施件数	1,845
	実施率	14.3%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表15】のとおりであり、実施率（1.9%）及び人証調べが実施された事件における平均人証数（1.9人）は、いずれも前回（それぞれ2.1%、1.7人）から大きな変化はない（第7回報告書137頁【表15】参照）。

これらと併せて、前述のとおり、平均期日回数が1.8回と少ないことも踏まえると、控訴審において改めて争点整理を行い、人証調べを実施する事件は少ない状況にあるといえる（【表12】）。

最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合については、【表16】のとおり、上告事件（上訴率28.6%、上訴事件割合16.8%）では前回（上訴率27.7%、上訴事件割合16.3%）よりいずれも若干増加し、上告受理事件（上訴率32.0%、上訴事件割合18.8%）でも前回（上訴率31.0%、上訴事件割合18.2%）よりいずれも若干増加した（第7回報告書137頁【表16】参照）。

【表15】 人証調べ実施率及び平均人証数(民事控訴審訴訟事件)

事件の種類	民事控訴審訴訟
人証調べ実施率	1.9%
平均人証数	0.04
平均人証数 (人証調べ実施事件)	1.9

【表16】 最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合(民事控訴審訴訟事件)

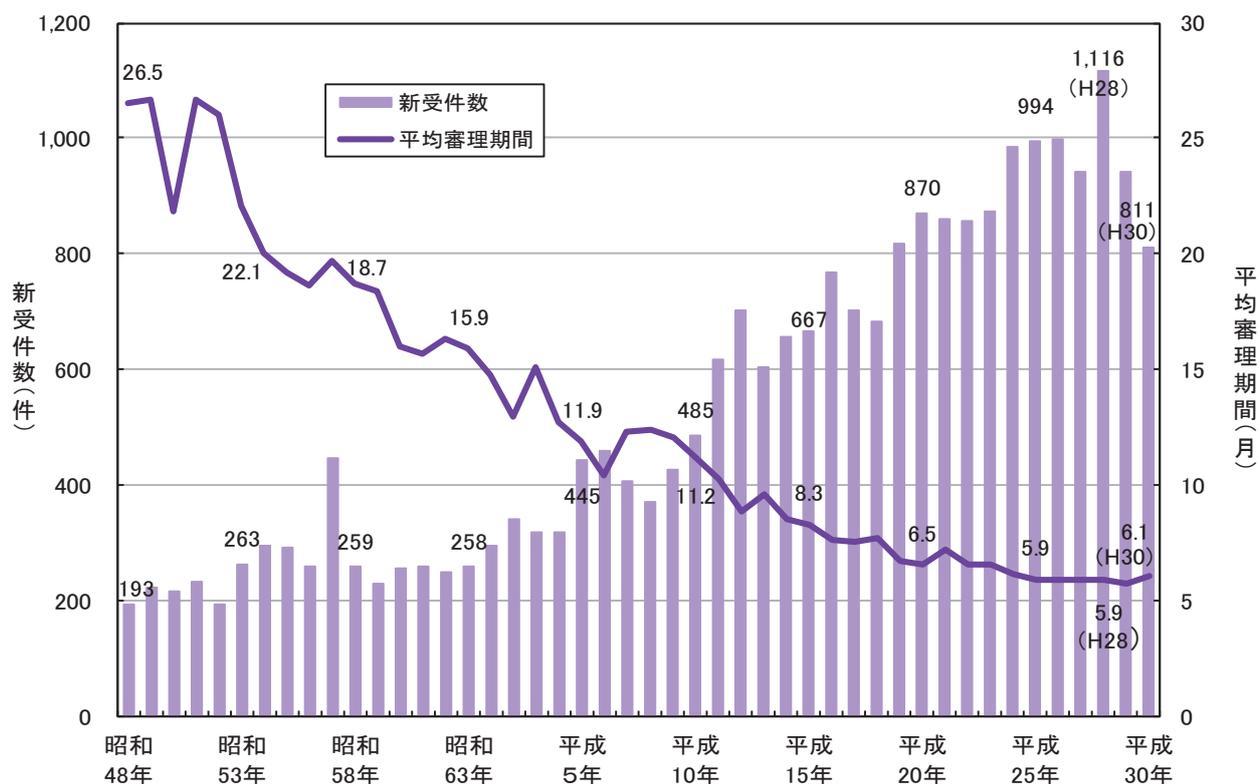
事件の種類	上告事件	上告受理事件
上訴率	28.6%	32.0%
上訴事件割合	16.8%	18.8%

- ※ この表における上訴率及び上訴事件割合は、いずれも推計的な算定方法による数値である。上訴率は、平成30年1月1日から同年12月31日までの「高等裁判所において受理した上告事件及び上告受理申立事件の新受件数」を同期間における「高等裁判所における判決で終局した事件数」で除した割合、上訴事件割合は、同新受件数を同期間における「全終局事件数」で除した割合である。
- ※ このデータには、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないもの（高等裁判所を第一審とする人身保護請求事件・飛躍上告事件等）を含む。

1. 2 行政事件訴訟の概況

控訴審における行政事件訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移については【図 17】のとおりである。前回の新受件数（1,116 件）は、昭和 48 年以降で過去最高の件数となったが、平成 30 年は、減少して 811 件となった。平均審理期間については、前回（5.9 月）より若干長期化して 6.1 月となった。

【図 17】 新受件数及び平均審理期間の推移（控訴審における行政事件訴訟）



審理期間別の既済件数及び事件割合については【表 18】のとおりである。既済件数は、前回（1,080 件）を下回り 856 件となり、審理期間が 6 月を超える事件の割合は前回（23.4%）より増加して 28.0%となった（第 7 回報告書 139 頁【表 18】参照）。

第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表 19】のとおりである。この平均期間は、前回（24.6 月）よりも長期化して 25.8 月となり、2 年以内に控訴審の終局に至る事件割合は前回（66.7%）から減少して 58.3%となった（第 7 回報告書 139 頁【表 19】参照）。

¹ 同一の第一審判決に対して控訴と附帯控訴がされた場合、控訴事件と附帯控訴事件とを別個の事件として統計処理している。

【表18】 審理期間別の既済件数及び事件割合（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟（全体）
既済件数	856	12,922
平均審理期間（月）	6.1	5.7
3月以内	89 10.4%	2,431 18.8%
3月超6月以内	528 61.7%	7,490 58.0%
6月超1年以内	196 22.9%	2,354 18.2%
1年超2年以内	33 3.9%	545 4.2%
2年を超える	10 1.2%	102 0.8%

【表19】 第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（控訴審における行政事件訴訟）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟
既済件数	829
平均期間（月）	25.8
1年以内	128 15.4%
1年超2年以内	356 42.9%
2年超3年以内	215 25.9%
3年超5年以内	95 11.5%
5年を超える	35 4.2%

※ 行訴法18条, 19条による訴えの追加的併合及び附帯控訴申立てを除く。

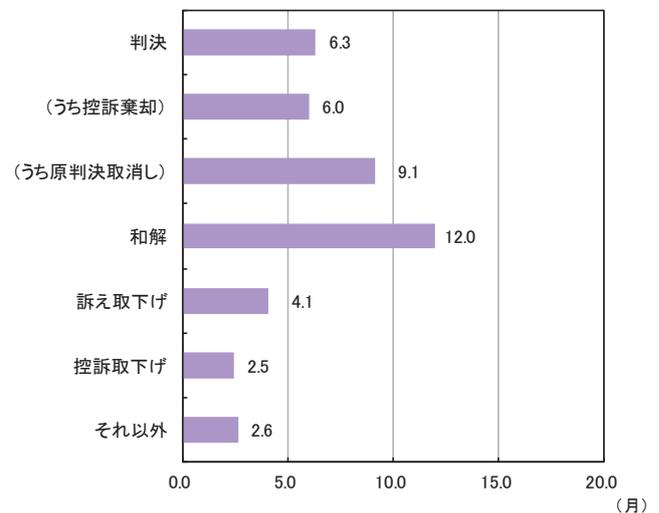
終局区分別の既済件数及び事件割合については【表20】のとおりであり、判決で終局した事件割合が前回（89.4%）から増加して91.8%となり、うち原判決取消しとなった事件割合が前回（9.7%）から増加して11.3%となった。民事控訴審訴訟事件と比べると、判決（控訴棄却）で終局した事件割合が高く、判決（原判決取消し）で終局した事件割合が低い傾向にあることは前回と同様である。（第7回報告書139頁【表20】参照）

終局区分別の平均審理期間については、【図21】のとおり、判決（控訴棄却）が前回（5.7月）より若干長期化し6.0月となった一方で、判決（原判決取消し）が前回（10.2月）より短縮し9.1月となった（第7回報告書139頁【図21】参照）。

【表20】 終局区分別の既済件数及び事件割合（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟（全体）
既済件数	856	12,922
判決	786 91.8%	7,593 58.8%
うち控訴棄却 （%は判決に対する割合）	692 88.0%	5,709 75.2%
うち原判決取消し （%は判決に対する割合）	89 11.3%	1,792 23.6%
和解	3 0.4%	4,151 32.1%
訴え取下げ	7 0.8%	145 1.1%
控訴取下げ	41 4.8%	628 4.9%
それ以外	19 2.2%	405 3.1%

【図21】 終局区分別の平均審理期間（控訴審における行政事件訴訟）



訴訟代理人の選任状況については【表 22】のとおりであり、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が、前回（60.2%）より増加して63.8%であったのに対し、双方とも本人による事件の割合は、前回（9.4%）より減少して7.6%であった。民事控訴審訴訟事件と比べると、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が低い傾向にあることは前回と同様である。（第7回報告書 140 頁【表 22】参照）

【表22】 訴訟代理人の選任状況（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟(全体)
双方に訴訟代理人	546 63.8%	9,820 76.0%
控訴人側のみ訴訟代理人	28 3.3%	704 5.4%
被控訴人側のみ訴訟代理人	217 25.4%	1,747 13.5%
本人による	65 7.6%	651 5.0%

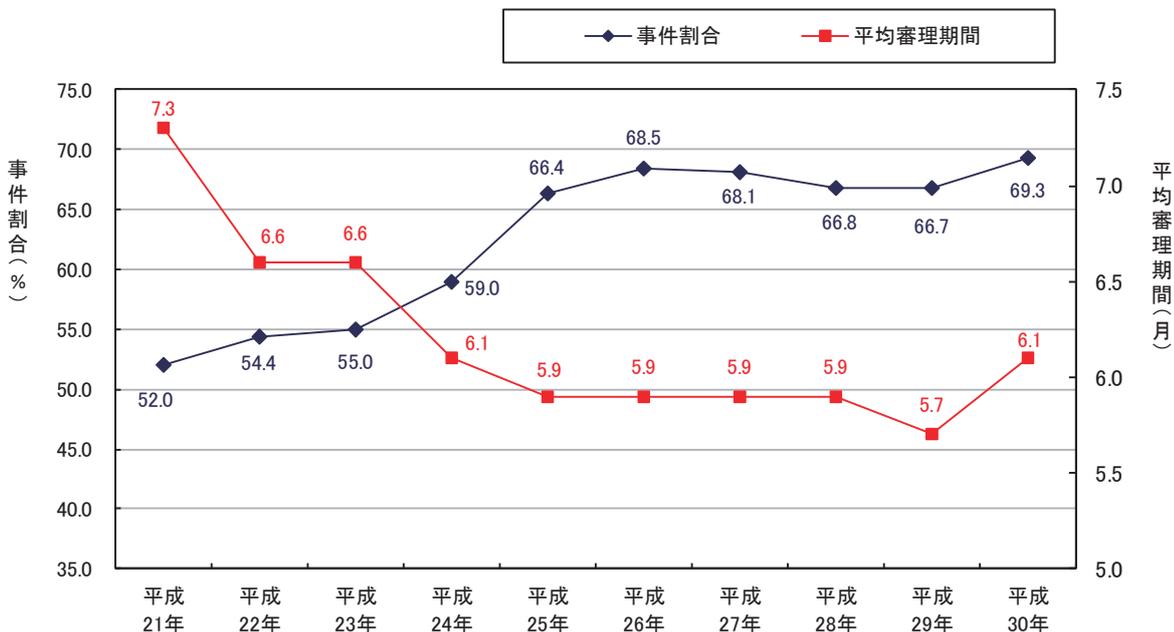
審理の状況について見ると、【表 23】のとおり、平均期日回数（平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数の双方）及び平均期日間隔については、前回と比べ、いずれもほとんど変化はなく、それぞれ 1.4 回、4.4 月となった（第7回報告書 140 頁【表 23】参照）。口頭弁論期日 1 回で結審した事件割合及び平均審理期間の推移は【図 24】のとおりであり、1 回の口頭弁論期日のみで結審に至る事件の割合（69.3%）は前回（66.8%）から増加し、平均審理期間（6.1 月）は前回（5.9 月）から若干長期化した。

【表23】 平均期日回数及び平均期日間隔（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟(全体)
平均期日回数	1.4	1.8
うち平均口頭弁論期日回数	1.3	1.2
うち平均争点整理期日回数	0.1	0.6
平均期日間隔(月)	4.4	3.2

※ 端数処理の関係上、平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数の合計値が、平均期日回数の数値と合致しない場合がある。

【図24】 口頭弁論期日1回で結審した事件割合及び平均審理期間の推移（行政控訴審訴訟）



争点整理実施率については、【表 25】のとおり、前回（2.6%）より若干増加して3.0%となったが、民事控訴審訴訟事件と比べると顕著に低いことは前回と同様である（第7回報告書 141 頁【表 25】参照）。

【表 25】 争点整理手続の実施件数及び実施率（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類		控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟(全体)
争点整理	実施件数	26	1,845
	実施率	3.0%	14.3%

人証調べ実施率（1.3%）及び平均人証数（0.05 人）については【表 26】のとおりであり、前回と同様、人証調べを実施した事件の割合は非常に低くなっている（この点は、民事控訴審訴訟事件と同様である。）（第7回報告書 141 頁【表 26】参照）。

【表 26】 人証調べ実施率及び平均人証数（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟(全体)
人証調べ実施率	1.3%	1.9%
平均人証数	0.05	0.04
平均人証数 (人証調べ実施事件)	3.6	1.9

最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合については【表 27】のとおりである。上告事件及び上告受理事件のいずれについても、上訴率（それぞれ 43.5%、47.7%）、上訴事件割合（それぞれ 39.6%、43.4%）ともに前回（上訴率につき、それぞれ 41.2%、45.9%、上訴事件割合につき、それぞれ 36.1%、40.3%）から増加した（第7回報告書 141 頁【表 27】参照）。

【表 27】 最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合（控訴審における行政事件訴訟）

事件の種類	上告事件	上告受理事件
上訴率	43.5%	47.7%
上訴事件割合	39.6%	43.4%

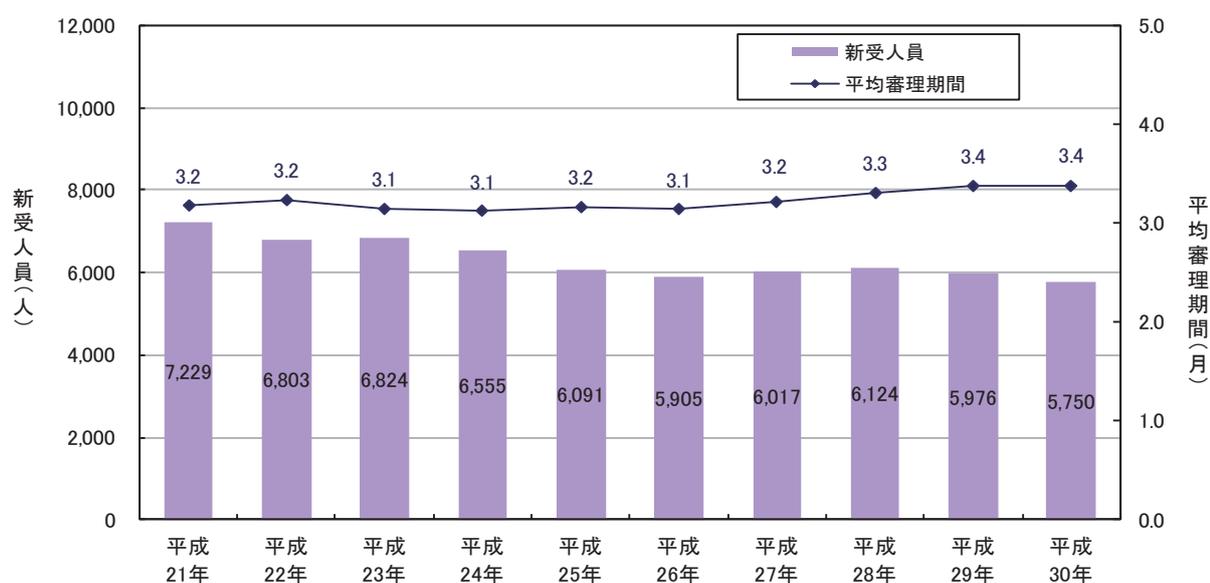
※ この表における上訴率及び上訴事件割合は、いずれも推計的な算定方法による数値である。上訴率は、平成30年1月1日から同年12月31日までの「高等裁判所において受理した上告事件及び上告受理申立事件の新受件数」を同期間における「高等裁判所における判決で終局した事件数」で除した割合、上訴事件割合は、同新受件数を同期間における「全終局事件数」で除した割合である。



1. 3 刑事訴訟事件の概況

刑事控訴審訴訟事件の新受人員（延べ人員）及び終局人員（実人員）については【図1】【表2】のとおりである。新受人員は、平成26年までの減少傾向に歯止めが掛かり、平成27年から若干の増加傾向に転じたが、平成29年から再び減少傾向に転じている状況にある。終局人員（実人員）は、前回（5,910人）より200人減少して5,710人であった（第7回報告書142頁【表2】参照）。

【図1】 新受人員（延べ人員）及び平均審理期間の推移（刑事控訴審訴訟事件）



【表2】 刑事控訴審訴訟事件の概況

新受人員(延べ人員)	5,750
終局人員(実人員)	5,710
平均審理期間(月)(控訴審記録受理から控訴審終局)	3.4
平均開廷回数(公判が開かれずに終局した事件を除外)	2.0
平均開廷間隔(月)(控訴審記録受理から控訴審終局)	1.7
平均取調べ証人数	0.06
弁護人選任率(%)	97.0
事実の取調べの実施割合(%)	44.1
上告率(%)	40.0

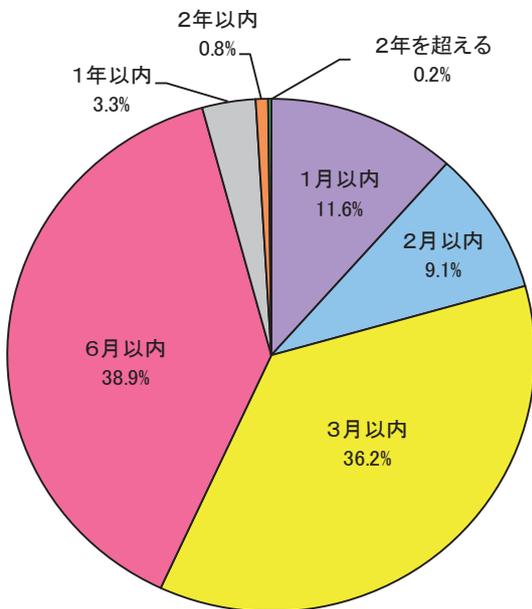
※1 平均開廷回数は、被告人1人当たりのものである。

2 平均開廷間隔とは、控訴審で記録を受理したときから終局までの平均審理期間を平均開廷回数で除したものをいう。

平均審理期間については【図1】【表2】のとおりである。平均審理期間は、ここ10年間、3月台前半で推移しており、平成30年においても、その傾向に即した結果となっている。関連して、審理期間の分布については【図3】のとおりであり、前回から大きな変化は見られず、約6割の事件が3月以内に終局している（第7回報告書143頁【図3】参照）。

第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の終局人員及び事件割合については【表4】のとおりである。この平均期間は、平成18年以降、10月前後で推移しており（第5回報告書概況編214頁【図11】、第6回報告書205頁【表4】、第7回報告書143頁【表4】参照）、平成30年においても、その傾向に即した結果となっている。期間別の事件割合を見ると、約8割の事件は第一審受理から1年以内に終局しており、2年を超える事件の割合は3.8%にとどまっている。

【図3】 審理期間の分布(刑事控訴審訴訟事件)



【表4】 第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の終局人員及び事件割合(刑事控訴審訴訟事件)

事件の種類	刑事控訴審訴訟
終局人員(実人員)	5,710
平均期間(月)	10.9
1年以内	4,325 75.7%
1年超2年以内	1,164 20.4%
2年超3年以内	167 2.9%
3年超5年以内	47 0.8%
5年を超える	7 0.1%

終局区分の分布及び終局区分別の平均審理期間については【表5】のとおりである。終局区分の分布については、前回とほぼ同様であり、約7割が控訴棄却、約1割が破棄自判、2割弱が控訴取下げで終局し、これら以外の終局区分はほとんどない。終局区分別の平均審理期間については、控訴棄却、破棄自判及び控訴取下げで終局した事件では前回（それぞれ3.6月、4.8月、1.0月）からほとんど変化が見られず（それぞれ3.7月、5.2月、0.9月）、また、前回と同様、原判決破棄で終局する事件の方が控訴棄却で終局する事件より平均審理期間が長く、控訴取下げによる終局の場合は、平均審理期間が非常に短い。破棄差戻・移送で終局した事件では、平均審理期間が前回（8.2月）より短くなっており（7.3月）、また、公訴棄却で終局した事件でも、平均審理期間が前回（7.9月）より短くなっている（3.4月）が、いずれも母数が少なく個別事件の影響を受けやすいことに留意すべきであろう。（第7回報告書144頁【表5】参照）

審理の状況について見ると、平均開廷回数及び平均開廷間隔については【表2】のとおりであり、前回（それぞれ2.1回、1.6月）からほとんど変化が見られない（それぞれ2.0回、1.7月）（第7回報告書142頁【表2】参照）。

事実の取調べの実施割合の推移については【図6】のとおりであり、平成30年も、これまでの減少傾向に即して、前回（47.6%）から3.5%減少し、44.1%であった。平均取調べ証人数については【表2】のとおりであり、0.06人と前回と同様に少ない（第7回報告書142頁【表2】参照）。これらの統計データから、

【表5】 終局区分の分布及び終局結果別の平均審理期間（刑事控訴審訴訟事件）

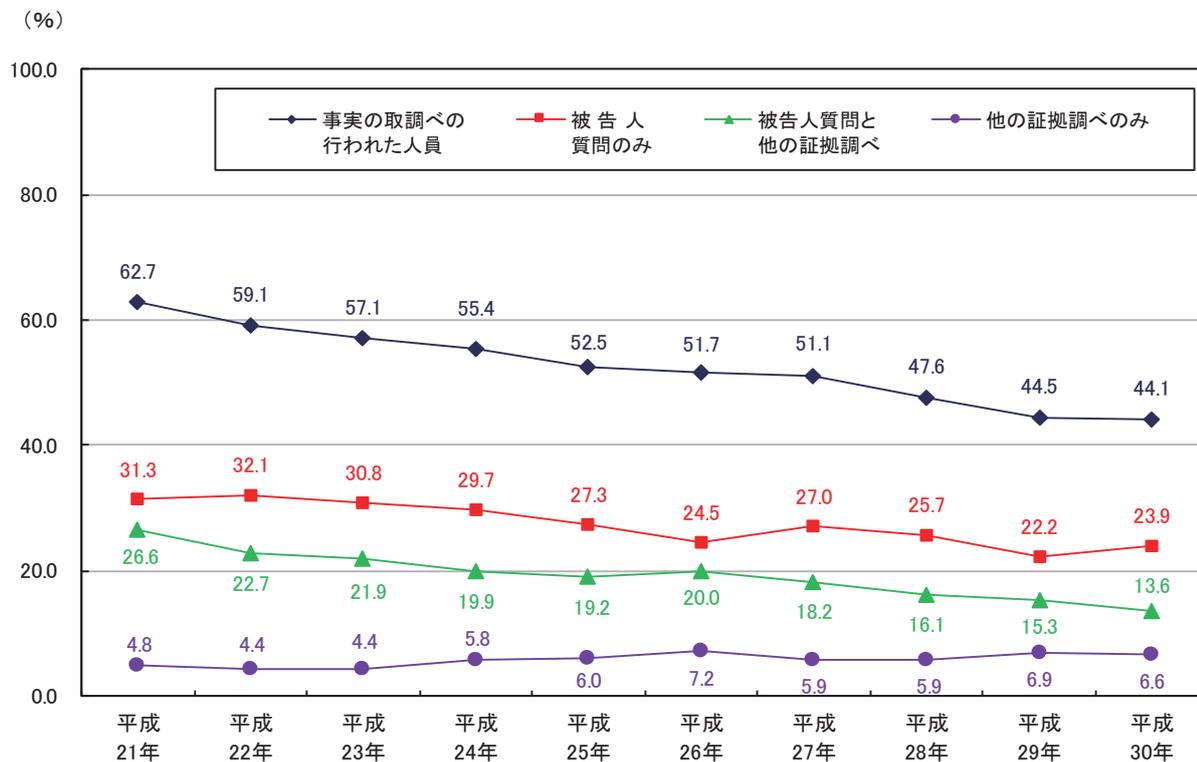
	終局人員(実人員)	平均審理期間(月)
総数	5,710	3.4
控訴棄却	4,163 72.9%	3.7
破棄自判	550 9.6%	5.2
破棄差戻・移送	26 0.5%	7.3
公訴棄却	32 0.6%	3.4
取下げ	939 16.4%	0.9

は、控訴審が事後審であるとの趣旨を反映した審理がより広く進められていることがうかがわれる。

上告率については【表2】のとおりである。上告率は、近年4割前後で推移しており、平成30年においても、その傾向に即した結果となっている（第5回報告書概況編213頁【図10】、第6回報告書204頁【表2】、第7回報告書142頁【表2】参照）。

弁護人選任率については【表2】のとおりであり、前回から0.6%増加し、97.0%であった（第7回報告書142頁【表2】参照）。

【図6】 事実の取調べの実施割合の推移（刑事控訴審訴訟事件）

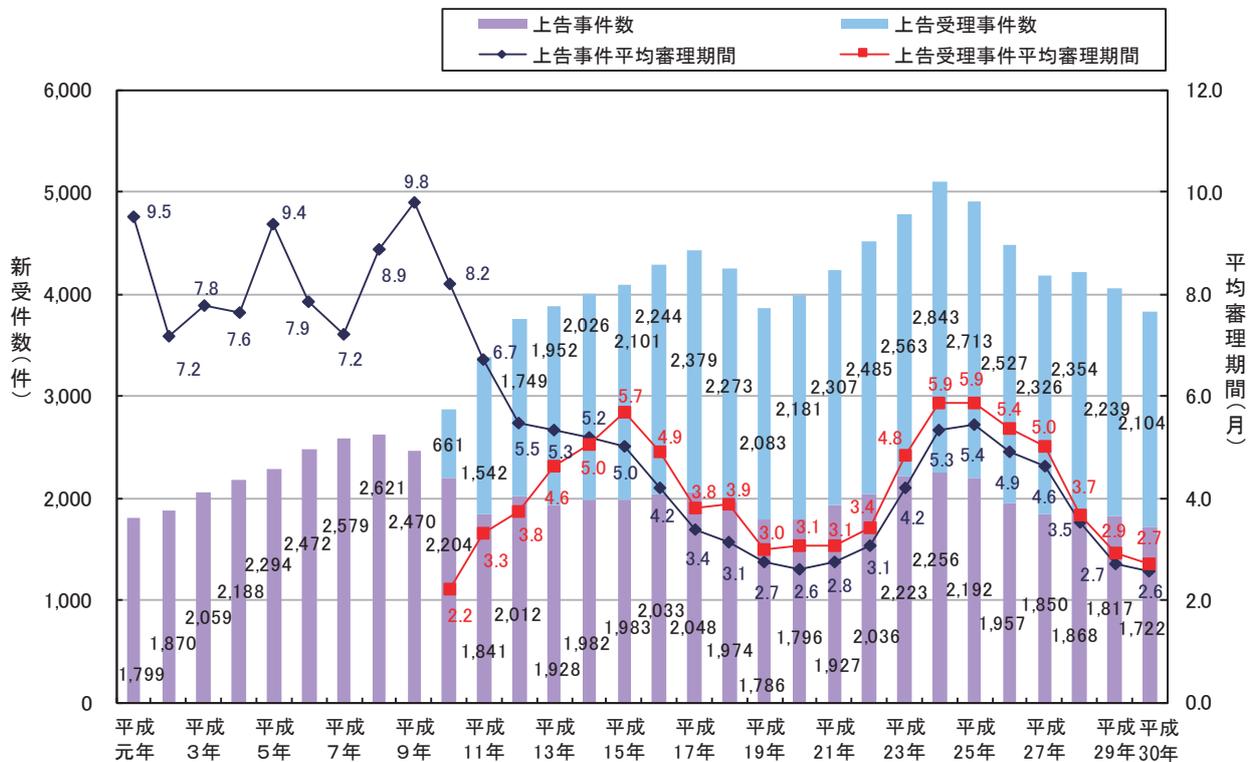


2 最高裁判所における上告審訴訟事件の概況

2. 1 民事訴訟事件の概況

民事上告事件及び民事上告受理事件¹の新受件数及び平均審理期間²の推移については【図1】のとおりである。平成20年以降、新受件数が増加傾向に転じた影響もあって、平均審理期間は、平成21年以降長期化傾向となっていたが、平成26年から短縮傾向に転じている。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(民事上告事件及び民事上告受理事件)



※ 上告事件の平均審理期間について、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起された事件数を基に算出しているが、平成6年以前は、このような事件に当たらないもの(高等裁判所を第一審とする人身保護請求事件・飛躍上告事件等)が統計上区別されていないため、これを含んだ事件数を基に算出している。

※ 上告受理事件については、現行法が施行された平成10年以降の統計データを示す(以下同じ。)

※ 新受件数については、最高裁判所に直接上告状が提出された直受事件及び高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告提起又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないものを含む。

¹ 本報告書では、民事訴訟事件のうち、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起され、あるいは上告受理の申立てがされた事件を主な分析対象としている(ただし、【図1】の脚注を参照)。なお、1件の事件について上告・上告受理の双方が申し立てられる、いわゆる並行申立事件も相当程度あることに留意が必要である(後掲V. 2. 2においても同様である。)

² 上告審あるいは上告受理審における記録の受理から終局までの期間の平均である。なお、上告受理事件について上告受理決定がされた場合には、それによって上告があったものとみなされる(民訴法 318 条4項)から、その後判決等が出された場合に終局と扱われる。

V 上訴審における訴訟事件の概況

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表2】のとおりである。上告事件については、審理期間が3月以内の事件の割合が前回(61.1%)より15.8%増加して76.9%となるなど、全体的に短縮しており、平均審理期間(2.6月)は、前回(3.5月)より0.9月短縮した。上告受理事件についても同様の傾向であり、審理期間が3月以内の事件の割合(76.1%)が前回(59.8%)より16.3%増加し、平均審理期間(2.7月)が前回(3.7月)より1.0月短縮した。なお、圧倒的多数の事件が、上告事件であれば決定(却下決定又は棄却決定)、上告受理事件であれば不受理決定で終局していることは、前回と同様である。(第7回報告書146頁【表2】参照)

【表2】 審理期間別の既済件数及び事件割合並びに終局区分ごとの審理期間別の既済件数及び事件割合
(民事上告事件及び民事上告受理事件)

〈上告事件〉

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	決定	取下げ	その他
既済件数	1,698	1	1	1,683	12	1
平均審理期間(月)	2.6	30.0	1.5	2.6	2.1	1.5
3月以内	1,306 76.9%	—	1 100.0%	1,293 76.8%	11 91.7%	1 100.0%
3月超6月以内	271 16.0%	—	—	271 16.1%	—	—
6月超1年以内	109 6.4%	—	—	108 6.4%	1 8.3%	—
1年超2年以内	11 0.6%	—	—	11 0.7%	—	—
2年を超える	1 0.06%	1 100.0%	—	—	—	—

〈上告受理事件〉

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	不受理決定	取下げ	その他
既済件数	2,053	8	15	2,004	15	11
平均審理期間(月)	2.7	13.5	17.0	2.6	2.2	2.7
3月以内	1,562 76.1%	—	—	1,541 76.9%	13 86.7%	8 72.7%
3月超6月以内	329 16.0%	—	—	326 16.3%	1 6.7%	2 18.2%
6月超1年以内	139 6.8%	4 50.0%	3 20.0%	130 6.5%	1 6.7%	1 9.1%
1年超2年以内	18 0.9%	4 50.0%	11 73.3%	3 0.1%	—	—
2年を超える	5 0.2%	—	1 6.7%	4 0.2%	—	—

また、第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。この平均期間（上告事件 34.9 月，上告受理事件 35.9 月）は，前回（上告事件 35.6 月，上告受理事件 36.2 月）と比べて，上告事件で 0.7 月，上告受理事件で 0.3 月それぞれ短縮している。合計の期間が 3 年を超える事件の割合は，上告事件及び上告受理事件でいずれも減少した（上告事件で 38.1% から 35.6% に減少，上告受理事件で 39.4% から 37.4% に減少）。（第 7 回報告書 147 頁【表 3】参照）

【表3】 第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（民事上告事件及び民事上告受理事件）

事件の種類	上告事件	上告受理事件
既済件数	1,698	2,053
平均期間(月)	34.9	35.9
1年以内	11 0.6%	6 0.3%
1年超2年以内	438 25.8%	460 22.4%
2年超3年以内	644 37.9%	819 39.9%
3年超5年以内	505 29.7%	640 31.2%
5年を超える	100 5.9%	128 6.2%

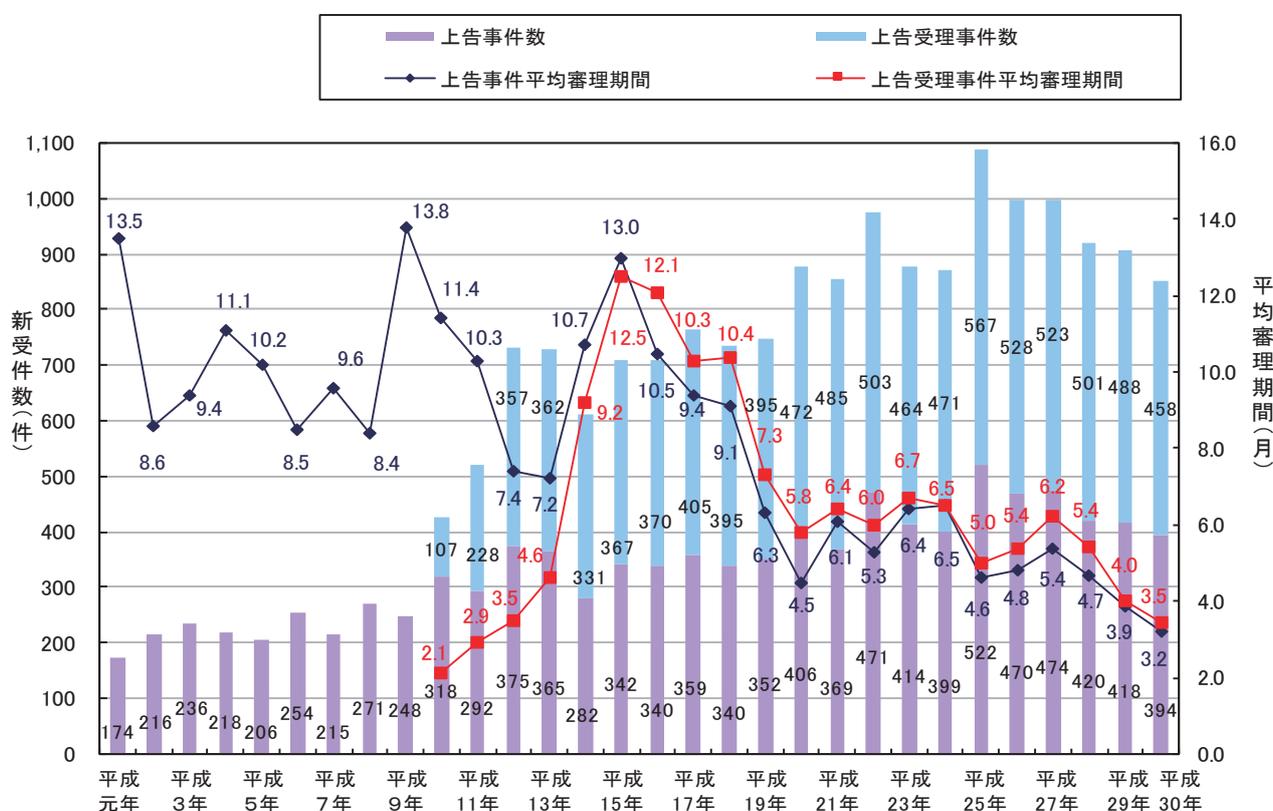
前述のとおり，民事上告事件及び民事上告受理事件の平均審理期間は，平成 26 年からいずれも短縮傾向となっており，平成 30 年（それぞれ 2.6 月，2.7 月）も前回（それぞれ 3.5 月，3.7 月）より短縮している。この背景には，新受件数の増加に伴って，未済件数も，ピーク時の平成 23 年には上告・上告受理の合計で 2,183 件と，平成 19 年の 771 件の 3 倍に近い水準にまで増加した³ものの，平成 24 年以降，未済件数が減少に転じ，また，未済事件の平均係属期間も短縮傾向にあること（平成 30 年については，上告事件（2.8 月）は前回と同様だったが，上告受理事件（3.0 月）は前回（3.5 月）から 0.5 月短縮した。）があると思われる。

³ 司法統計年報による。

2. 2 行政事件訴訟の概況

行政上告事件及び行政上告受理事件¹の新受件数及び平均審理期間の推移については【図4】のとおりである。新受件数は、平成30年においては、上告、上告受理ともに前回（それぞれ420件、501件）より減少（それぞれ394件、458件）した。平均審理期間は、上告、上告受理のいずれについても、平成15年をピークとして顕著に短縮した後、平成20年以降は、変動はあるものの横ばいの状態であったが、平成30年においては上告3.2月、上告受理3.5月となり、前回（それぞれ4.7月、5.4月）より短縮した。

【図4】 新受件数及び平均審理期間の推移（行政上告事件及び行政上告受理事件）



※ 新受件数については、最高裁判所に直接上告状が提出された直受事件及び高等裁判所が第二審としてした判決に対して上告又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないものを含む。

¹ 本報告書では、行政事件訴訟のうち、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起され、又は上告受理の申立てがされた事件を主な分析対象としているが、民事訴訟事件と異なり、高等裁判所が第一審としてした終局判決に対する上告及び上告受理事件(知的財産権関係、独占禁止法関係等の審決取消訴訟等)も分析対象に加えている。この点の詳細は、第5回報告書概況編 222 頁脚注8参照

終局区別の既済件数については【表5】のとおりであり、上告事件であれば決定（却下決定又は棄却決定）、上告受理事件であれば不受理決定で終局した事件が9割を超えることは前回と同様である。平均審理期間については、決定（上告事件）及び不受理決定（上告受理事件）で終局した事件では、前回（それぞれ4.5月、5.1月）より短縮しそれぞれ2.9月、3.2月となった。【表5】は、審理期間別の事件割合についても示しており、上告、上告受理のいずれにおいても、審理期間が3月以内の事件の割合は前回（それぞれ53.2%、44.9%）よりそれぞれ増加し、67.3%、63.4%となった。他方、6月を超える事件の割合は前回（それぞれ26.7%、32.7%）よりそれぞれ減少し、12.0%、13.1%となった。（第7回報告書149頁【表5】参照）もっとも、上告、上告受理とも、事件数が年間数百件程度であるため、終局した事件の係属期間により一時的な影響が出やすいことにも留意が必要である。

【表5】 審理期間別の既済件数及び事件割合並びに終局区分ごとの審理期間別の既済件数及び事件割合（行政上告事件及び行政上告受理事件）

<上告事件>

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	決定	取下げ	その他
既済件数	401	18	-	381	2	-
平均審理期間(月)	3.2	9.0	-	2.9	3.0	-
3月以内	270 67.3%	-	-	269 70.6%	1 50.0%	-
3月超6月以内	83 20.7%	-	-	82 21.5%	1 50.0%	-
6月超1年以内	40 10.0%	18 100.0%	-	22 5.8%	-	-
1年超2年以内	8 2.0%	-	-	8 2.1%	-	-
2年を超える	-	-	-	-	-	-

<上告受理事件>

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	不受理決定	取下げ	その他
既済件数	464	1	10	450	2	1
平均審理期間(月)	3.5	18.0	16.2	3.2	3.0	1.5
3月以内	294 63.4%	-	-	292 64.9%	1 50.0%	1 100.0%
3月超6月以内	109 23.5%	-	-	108 24.0%	1 50.0%	-
6月超1年以内	47 10.1%	-	2 20.0%	45 10.0%	-	-
1年超2年以内	14 3.0%	1 100.0%	8 80.0%	5 1.1%	-	-
2年を超える	-	-	-	-	-	-

第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表6】のとおりである。上告事件及び上告受理事件の平均期間（それぞれ34.2月、36.8月）については、前回（それぞれ34.9月、37.8月）よりいずれも短縮した。期間別に見ても、上告、上告受理のいずれにおいても、3年を超える事件の割合が減少した（上告事件は、前回の34.5%から32.7%、上告受理事件は、前回の41.1%から38.0%）。（第7回報告書150頁【表6】参照）

【表6】 第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（行政上告事件及び行政上告受理事件）

事件の種類	上告事件	上告受理事件
既済件数	342	384
平均期間(月)	34.2	36.8
1年以内	15 4.4%	8 2.1%
1年超2年以内	112 32.7%	108 28.1%
2年超3年以内	103 30.1%	122 31.8%
3年超5年以内	74 21.6%	99 25.8%
5年を超える	38 11.1%	47 12.2%

※ 高裁第一審判決に対する上告及び上告受理事件を除く。

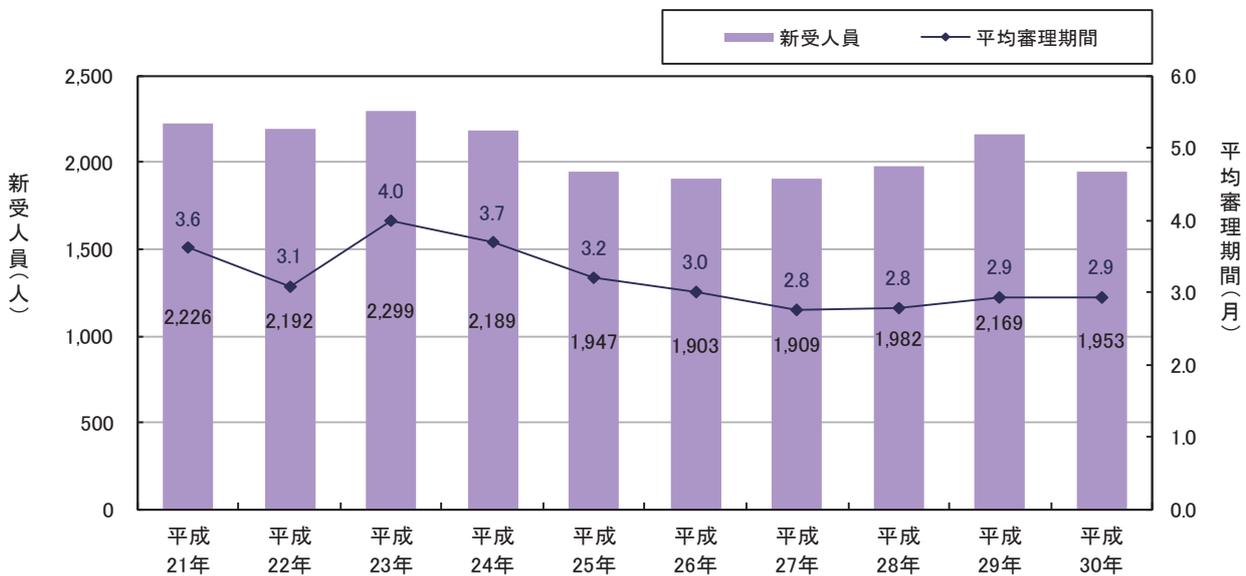
2. 3 刑事訴訟事件の概況

刑事上告事件¹の新受人員（延べ人員）及び平均審理期間の推移については【図1】のとおりである。

新受人員については、平成26年までの減少傾向に歯止めが掛かり、平成27年から増加傾向に転じたが、平成30年は、前回の1,982人から減少して1,953人となった。

平均審理期間については、平成22年までの間に3月前後まで短縮した後、平成23年に4.0月と長期化した。平成24年以降再び短縮傾向に転じ、平成30年は、前回とほぼ同様の2.9月となっている。

【図1】 新受人員（延べ人員）及び平均審理期間の推移（刑事上告事件）



¹ 本報告書で取り上げている刑事上告事件は、最高裁判所における刑事訴訟事件のうち高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起された事件である。

終局区別の終局人員（実人員）及び審理期間の分布状況については【表2】のとおりである。審理期間の分布状況については、前回と同様、8割以上の事件が3月以内に終局しており、その割合は、前回（86.5%）より2.6%減少して83.9%となった。終局区別の終局人員の分布状況については、前回と同様、8割以上の事件が上告棄却で終局し、他の大半が取下げで短期間のうちに終局しており、破棄判決が出される事件は極めて少数である。（第7回報告書152頁【表2】参照）

【表2】 終局区別の終局人員（実人員）及び審理期間の分布状況（刑事上告事件）

終局区分	総数	破棄自判	破棄差戻・移送	上告棄却	公訴棄却	取下げ
終局人員	1,991	5	1	1,700	5	280
平均審理期間(月)	2.9	18.6	18.0	3.2	2.9	1.1
1月以内	168 8.4%	-	-	-	-	168 60.0%
1月超2月以内	521 26.2%	-	-	432 25.4%	2 40.0%	87 31.1%
2月超3月以内	981 49.3%	-	-	958 56.4%	1 20.0%	22 7.9%
3月超6月以内	210 10.5%	-	-	206 12.1%	2 40.0%	2 0.7%
6月超1年以内	55 2.8%	1 20.0%	-	54 3.2%	-	-
1年超2年以内	48 2.4%	3 60.0%	1 100.0%	43 2.5%	-	1 0.4%
2年を超える	8 0.4%	1 20.0%	-	7 0.4%	-	-

第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の終局人員及び事件割合については【表3】のとおりである。この平均期間については、前回（15.9月）より0.5月長期化して16.4月となった（第7回報告書152頁【表3】参照）。期間別の状況を見ると、第一審受理から上告審終局までの期間が2年を超える事件は、刑事上告事件全体の1割強にとどまり、大半は2年以内に終局している。

【表3】 第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の終局人員及び事件割合（刑事上告事件）

事件の種類	刑事上告事件
終局人員（総数）	1,991
平均期間(月)	16.4
1年以内	959 48.2%
1年超2年以内	775 38.9%
2年超3年以内	162 8.1%
3年超5年以内	78 3.9%
5年を超える	17 0.9%